

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 8 月 9 日
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - n e x t W I N G S フューチャー・テクノロジー・リーダーズ （Goldman Sachs (Cayman Islands) Unit Trust - Goldman Sachs Global Future Technology Leaders Equity Sub- Trust）
【発行者名】	シーエス（ケイマン）リミテッド （CS (Cayman) Limited）
【代表者の役職氏名】	授權署名人 シーナ・トンプソン （Sheena Thompson, Authorized Signatory） 授權署名人 エドラ・ラウズ （Edra Rouse, Authorized Signatory）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワ ン・ネクサス・ウェイ （One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【提出理由】

シーエス（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）は、ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - n e x t W I N G Sフューチャー・テクノロジー・リーダーズ（以下「ファンド」といいます。）を繰上償還することを決定し、ファンドは2024年11月19日付で繰上償還されることになりました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

2024年11月19日（繰上償還日）

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの純資産総額が1億米ドルを下回った場合、管理会社は、ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーと協議の上、当該時点で発行済みのファンドの受益証券の全部を買い戻すことができ、その場合、ファンドは償還されるとされており、ファンドの純資産総額が1億米ドルを大きく下回る状況が継続しているため、2024年11月19日を償還日としてファンドの運用を終了することが決定されました。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2024年8月2日付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

添付書類

- 1．在職証明
- 2．委任状